

経 営 情 報

2020.10.20

No.424

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における補助金・給付金・助成金のポイント

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、補助金、給付金及び助成金が創設・拡充されています。本号では、これらの中から中小企業経営に関連する項目を中心にご紹介します。

(注)本号に掲載されている補助金・給付金・助成金情報は、発行時点のものです。
最新の情報は関係省庁のホームページまたは「ミラサポplus」等でご確認ください。

補助金

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業における「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」が設けられました。ここでは、「ものづくり・商業・サービス補助」及び「IT導入補助」について、ご紹介します。

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業(ものづくり補助金)

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。

事業類型	一般型(通常枠)	一般型(特別枠)
補助上限額	1,000万円	1,000万円(※)
補助率	中小企業者1/2、小規模事業者2/3	2/3または3/4
補助対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費	左記に加えて、 広告宣伝費・販売促進費
問合せ先	ものづくり補助金事務局サポートセンター(050-8880-4053)	

(※)業種別のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組みを行う場合は、**定額補助・上限50万円を別枠(事業再開枠)**で上乗せします。

●サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)

バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上につながるITツールの導入を支援します。

事業類型	A類型(通常枠)	B類型(通常枠)	C類型(特別枠)
補助上限額 下限額	30万～150万円 未満	150万～450万円	30万円～450万円
補助率	1/2		2/3または3/4
補助対象経費	ソフトウェア導入費、クラウド利用費等		左記のものに加え、PC・タブレット等のレンタル費用が対象(※)
問合せ先	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター(0570-666-424)		

(※)ソフトウェアと併せて導入する場合があります。

【特別枠の申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致する取組みであること(上記の補助事業に共通)

取組み	例
サプライチェーンの毀損への対応	<ul style="list-style-type: none"> 部品調達困難による部品内製化 出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 等
非対面型ビジネスモデルへの転換	<ul style="list-style-type: none"> 店舗販売からEC販売へのシフト 等
テレワーク環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入 等

給付金

持続化給付金

●新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金が支給されます(以下は中小法人等向け)。

**対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入－対象月の月間事業収入×12
(最大200万円)**

給付対象者	以下のすべてにあてはまる事業者 1 2020年4月1日時点において、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下であること 2 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること 3 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、 前年同月比で事業収入が50%以上減少した月【対象月】 があること
申請期間	2021年1月15日まで
問合せ先	持続化給付金事業コールセンター(0120-279-292)

家賃支援給付金

- 5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の継続を支えるため、地代・家賃(賃料等)の負担を軽減する給付金が支給されます(以下は中小法人等向け)。

申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍
(最大600万円)

給付額の算定方法	支払賃料(月額)	給付額(月額)
	75万円以下	支払賃料×2/3
75万円超	50万円+(支払賃料の75万円の超過分×1/3) ※ただし100万円(月額)が上限	
給付対象者	以下のすべてにあてはまる事業者 1 2020年4月1日時点において、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること 2 2019年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること 3 2020年5月から12月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により以下のいずれかにあてはまること ①いずれか1ヵ月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減少している ②連続する3ヵ月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して30%以上減少している 4 他人の土地・建物を自らの事業のために直接占有し、使用・収益することの対価として賃料の支払いをおこなっていること	
申請期間	2021年1月15日まで	
問合せ先	家賃支援給付金コールセンター(0120-653-930)	

助成金

雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

- 雇用調整助成金に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主向けに、緊急対応期間(2020年4月1日~12月31日)中の特例措置(助成率及び上限額の引き上げ等)が設けられました。

(平均賃金額 × 休業手当等の支払率) × 助成率

	通常時	特例(中小企業の場合)
助成率	2/3	解雇等を行わず雇用を維持した場合: 10/10 それ以外: 4/5
助成上限	8,370円	15,000円
教育訓練による加算	1,200円	2,400円
限度日数	1年間で100日分 3年間で150日分	通常時の限度日数とは別枠
支給対象となる事業主	以下の条件を満たす全ての業種の事業主 1 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小していること 2 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少(※)していること (※)比較対象とする月についても、柔軟な取扱いとする特例措置あり 3 労使間の協定に基づき休業などを実施し休業手当を支払っていること	
申請期限	支給対象期間の末日の翌日から2ヵ月以内	
問合せ先	・都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク) ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター(0120-60-3999)	

なお、学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等は緊急雇用安定助成金によって助成されます(休業に係る助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様)。

小学校休業等対応助成金

- 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に対して、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金が創設されました。

有給の休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額(※)×10/10

(※) 4月1日以降取得した休暇分については日額上限額を**15,000円に引き上げ**
(2月27日から3月31日までの休暇分については日額上限額8,330円)

支給対象となる事業主	以下の1または2の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇を除き、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主 1 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども 2 新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども
適用日	2020年2月27日～12月31日の間に取得した休暇 (春休み・夏休み等、学校等が元々休みの日等は除く)
申請期限	対象期間が2020年2月27日～2020年9月30日⇒2020年12月28日まで 対象期間が2020年10月1日～2020年12月31日⇒2021年3月31日まで
問合せ先	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター(0120-60-3999)

ミラサポplusを活用した補助金等の支援制度情報の検索

「ミラサポplus」は、中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な国の支援措置をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートしています。

「新型コロナ対策サポートナビ」では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受ける事業者の方々向けに、自社の事業規模や相談内容に応じて支援策を検索・閲覧できるようまとめられています。是非、ご利用ください(<https://mirasapo-plus.go.jp/>)。

「新型コロナ対策サポートナビ」



無料の会員登録で、最新の支援制度情報を受け取りましょう！

登録は60秒！

- ・登録情報に応じてお勧めの支援施策等を表示！
- ・電子申請で入力する基本情報等の保存や外部システム(E-tax、Jグランツ等)からのデータ取り込みも可能！
- ・簡易な経営診断で他社との比較もできる！



「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。
発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>